



平成24年5月8日

各位

本社所在地 栃木県足利市南大町443番地
会社名 株式会社 タツミ
代表者の役職氏名 取締役社長 山本千秋
コード番号 7268
問い合わせ先 取締役 森田常夫
TEL (0284) 71-3131

内部統制システムの基本方針の一部改訂について

当社は、平成24年5月8日開催の当社取締役会において、内部統制システムの基本方針の一部改訂について、以下のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 業務運営の基本方針

当社は、当社経営の拠りどころを以下の経営理念に求めます。

【基本理念】

タツミは、タツミを愛しさをえる人々とともに
社会と環境に調和した技術の創造を通して
お客様に満足と信頼を提供します。

【経営理念】

1. 選ばれる企業をめざし、価値ある商品を提供する。
2. 固有技術を磨き、市場開発に挑戦する。
3. 人を活かし、人に生かされる企業となる。

【行動理念】

夢 挑戦 スピード

当社は、直接お取引をいただくお客様はもとより、世界の人々に価値を提供することにより社会に貢献してまいります。

当社が提供する価値とは、システムを構成する部品機能としての「満足と信頼」であります。この価値を実現するために、当社はおお客様のニーズを把握するコミュニケーションとそれを実現する環境に優しい加工技術を創造いたします。

この当社経営理念を実現するために、当社の社員一人ひとりが当事者として企業活動に参画しております。

また、お客様やお取引先様、株主様あるいはステークホルダー様等の多くの方々当社を支えてくださるからこそ、かかる経営理念の実現に向かって歩み続けることができるものと考えております。

II. 内部統制システムの基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を行い、その業務執行は取締役が行います。取締役に対する監査体制については当社監査役会の下、監査役により職務執行の遵法性を監査しております。

当社は、前述の当社理念を実践することによってCSRを達成することを目指します。CSR活動全体をまとめ、当社において発生しうるあらゆる損失危機を扱う会議体として「CSR会議」を設置し、当社代表取締役社長が議長を務めます。

また、当社の取締役は、社会の期待に応え信頼される企業となるために、タツミで働く全ての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社行動規範である「私たちが守るべき行動」の遵守に率先して取り組みます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

当社は取締役会等経営意思決定に係る議事録、財務情報等の重要な文書・その他取締役の職務執行に係る情報の管理・保存については、法令・定款および当社の社内規定に基づき、適正に実施してまいります。

情報の管理については情報取扱責任者を任命するとともに、情報セキュリティに関するガイドラインを定め対応しております。

また、文書の保存等については、関連する法令および文書管理規定により、適切に管理してまいります。

3. 損失の危機に関する規程その他の体制について

当社は、リスク管理に係る規定を整備し、リスクの最小化を図ってまいります。また、CSR活動の一環として、前述のCSR会議にて当社において発生しうるあらゆる損失危機に対応してまいります。

生産上のリスクを扱う組織として「リスクマネジメント委員会」を設置し、生産企画・製造・品質保証・物流等それぞれの観点から必要とされる管理を行うとともに、リスクの洗い出し、対策案の実施、監査・防災状況の監査または改善の指示等を実施いたします。

また、生産リスク以外に発生し得る損失危機を扱う組織としては「コンプライアンス委員会」を設置し、遵法経営の維持・確保に向けた諸施策を展開いたします。

さらにこれらリスクの発生時等において適時・適切な情報開示を行い、ステークホルダーの皆様が当社の状況を適切に把握できるように努めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当社は、定例の取締役会を隔月1回開催し、経営上の重要な事項に対する意思決定と、各取締役の業務の執行状況の監督等を行います。

取締役会の他、当社では、常勤取締役及び常勤監査役が出席する役員ミーティングを開催し、業務執行にかかわる重要事項の審議・検討と、情報の共有化を図ります。

また、当社は中期(3年間)および単年度の事業計画と利益目標を策定するとともに、各部門においてその達成のために必要とされる具体的な施策を立案し、実行いたします。さらに、事業計画については急激な事業環境の変化に追従すべく、適切なタイミングでの見直しを実施いたします。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

当社は、コンプライアンス活動を通じて法令・社会規範を遵守してまいります。前述のコンプライアンス委員会では、社員に対して法令遵守および企業倫理の啓蒙・教育を実施してまいります。その一環として、当社行動規範である「私たちが守るべき行動」を策定し、周知しております。

また、社員の職務執行状況については監査室が内部監査を実施し、内部牽制力を確保するとともに、必要とされる改善指示を行います。

当社はさらに、内部通報者に対する制度を設け、当社の経営陣または社員等が違法行為を発見したか、あるいはその兆候に気づいた際の相談・通報の窓口として、社内に「なんでも相談窓口」を設けております。この相談窓口に対する通報者の氏名および情報等は秘匿として扱い、かつ、通報者に対して当社は不利益な行為は行いません。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人について

当社は、前述の監査室に監査役の職務を補助する社員を配置いたします。人員の員数・配置・職責等については、監査役会と業務部が適宜協議してこれを決めます。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制について

取締役および社員は、当社の主な業務執行状況ならびに当社の事業、業務、財務に与える重要な事項等を適宜適切に監査役に報告いたします。監査役は取締役会および役員ミーティングのほか、経営上の意思決定や業務執行において重要と思われる会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を監視・検証いたします。

8. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制について

当社の常勤監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役会および役員ミーティングの他、経営上の意思決定や業務執行において重要と思われる会議に出席し、必要に応じて報告、説明を求めます。

また、監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画に従い代表取締役をはじめ各取締役、部門長等との面談、実査等を行い、得られた情報の共有を行います。

監査室および会計監査人とは緊密に連携し、年度監査計画のすり合わせを行い、期中監査状況、期末監査結果等についても随時説明・報告を求めるとともに、定期的な情報連絡会を実施し監査の実効をあげてまいります。

9. 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について

当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規定」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。

10. 反社会勢力排除に向けた基本的な体制について

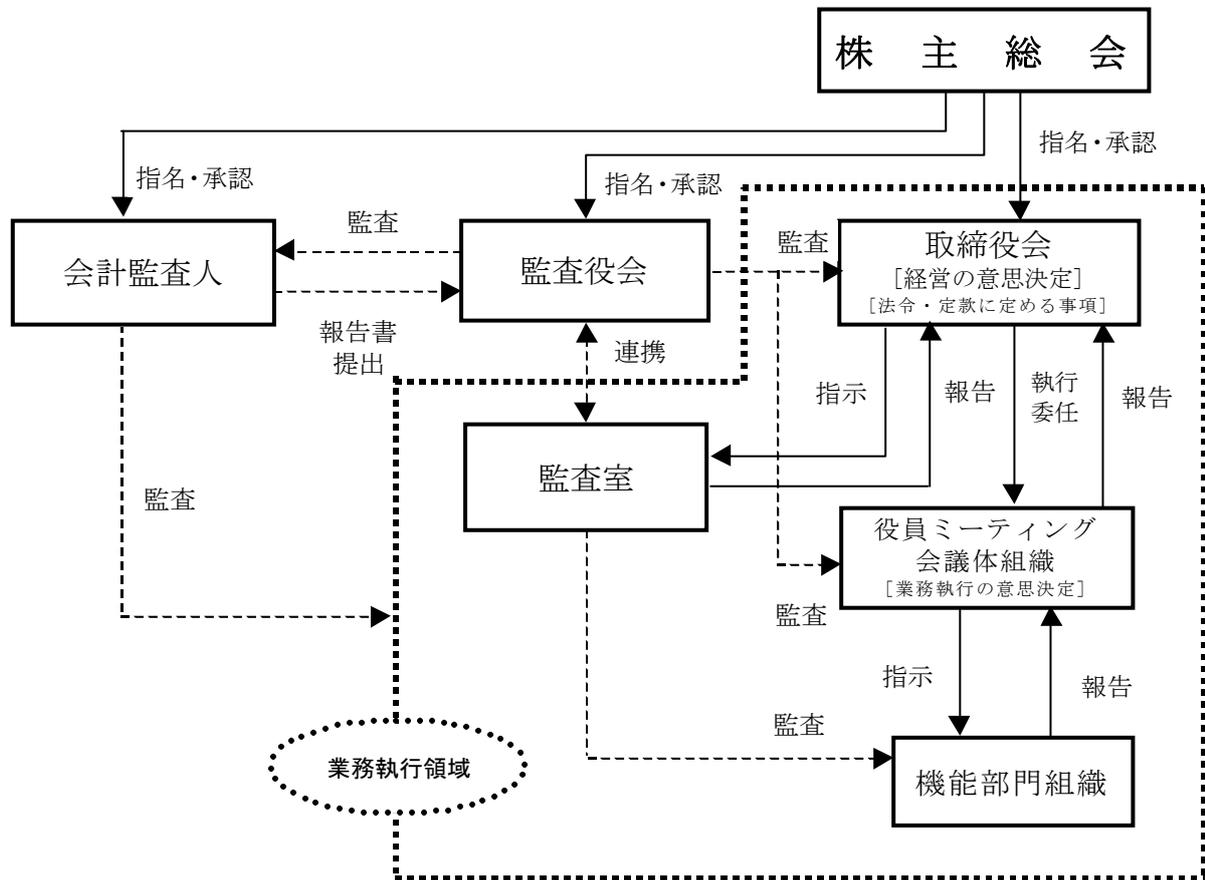
当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

以上

* 添付別紙:「当社における経営・業務執行の体制」

〈添付別紙〉

当社における経営・業務執行の体制（模式図）



以上